

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻 共同利用研究に係る規程

制定 平成29年 2月10日

改定 令和 2年 4月 3日

(目的)

第1条 本規程は、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻（以下、専攻）共同利用運営委員会が定める共同利用研究の実施等について定める。

2 共同利用研究テーマは、ライナック設備を利用するLシリーズ、重照射研究設備を利用するHシリーズ、その他の設備を利用するFシリーズとする。

(研究テーマの申請)

第2条 研究テーマを申請する者（以下、研究テーマ代表者）は、当該テーマの研究に参加する教職員から実験参加代表者を選任する。ただし、実験参加代表者と同等の知識および経験を有する者を実験参加代表者（副）として選任することができる。

2 実験参加代表者及び実験参加代表者（副）は、十分な日本語でのコミュニケーション能力を有することを要件とし、いずれか一名は当該テーマの遂行にかかる専攻における全ての実験等の研究活動（以下、実験等）に立ち会うものとする。

3 研究テーマ代表者は、専攻教員から幹事（以下、専攻内幹事）を選ばなければならない。尚、事前に本人の了承を得るものとする。

4 外国人が研究テーマ代表者となることを認める。

(研究テーマ代表者の責任)

第3条 研究テーマ代表者は、実験等にあたり、研究テーマ代表者自身、実験参加代表者および実験参加代表者（副）を含む当該テーマの実験等に参加する者（以下、実験参加者）全員に対し、安全衛生管理、放射線管理、情報管理および知的財産に関する教育および訓練を受けさせる責任を負う。

2 研究テーマ代表者は、実験等により発生した設備、装置および機器等の障害、故障および事故等に係る損害賠償の責任を負う。

3 研究テーマ代表者は、実験参加者に対して実験等で被った怪我等を補償する保険に加入させる責任を負う。

(安全衛生管理)

第4条 実験参加者は、各管理部、専攻、東京大学が定める安全衛生管理に関する規則等を理解し、順守しなければならない。

(放射線管理)

第5条 実験参加者は、専攻の放射線障害予防規程およびその他の放射線管理に関する規則等に従わなければならない。

- 2 実験参加者は、放射線管理区域における実験等の実施にあたり、放射線管理室が定める管理区域入域手続に従うこと。また、各管理部による個別の安全教育を受けなければならない。

(情報管理)

第6条 実験参加者は、専攻におけるネットワーク利用において、専攻の情報管理室の指示に従うものとする。専攻内でネットワークへの接続を希望する場合、事前に専攻内幹事を通して情報管理室へ申請し、許可を得なければならない。

(知的財産)

第7条 共同利用において得られた成果は、実験参加者および専攻内幹事が共有するものとし、成果発表の際には共著となることも含めて事前に両者間で同意を得るものとする。

- 2 学会、原著論文および書籍等の成果発表にあたっては、謝辞として「東京大学原子力専攻の共同利用の一環として実施した」(英語の場合には「a collaborative research project at Nuclear Professional School, School of Engineering, The University of Tokyo」)の旨を明記する。
- 3 実験参加者が共同利用研究の成果をもとに特許を出願するにあたっては、専攻内幹事と協議するものとする。
- 4 なお、第一項および第三項は、別に定める成果非公開型の研究テーマには適用されないものとする。

(成果報告書)

第8条 実験参加代表者は成果報告書の提出の義務を有する。

(施設利用料)

第9条 施設利用料については別に定める。

(実施細則)

第10条 本規程に定めるもののほか本規程の実施について必要な事項は、専攻の議に基づき専攻長が別に定める。

- 2 本規程の制定、改定および廃止については、原子力施設の管理運営に万全を期すため、専攻の議を経て行うものとする。

附則（平成２９年２月１０日）

- 1 この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附則（令和２年４月３日）

- 1 この規程は、令和２年４月３日から施行する。